

令和8年8月26日

たいよう学級 4年生 保護者様

松江市立大庭小学校 校長 吉田 卓矢
松江市立大庭小学校 PTA会長 桑原 明広

令和8年度 学校集金について(お願い)

保護者様には、ますますご健勝のことと存じます。日頃より学校へのご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。
さて、8月7日に学校給食課よりtetoru配信にて通知があったとおり、2学期より給食費の単価が変更されます。つきましては、令和8年度の学校集金計画を、下記のとおり変更させていただきます。集金日前日までにご登録口座へ入金していただき、確実に振替ができますようご協力をお願いいたします。

記

1,口座振替日 原則5日 (5月は15日) ※金融機関の休業日は翌営業日
※4月と8月の集金はありません。

5/15	6/5	7/6	9/7	10/5	11/5	12/7	1/5	2/5	3/5
------	-----	-----	-----	------	------	------	-----	-----	-----

2, 集金内容

集金費目	金 額	集金月
学校給食費	月額1,000円 1食:50円	5月～3月 ※3月に精算額集金
スポーツ振興センター掛金	児童1人につき年額460円	6月に集金
教育振興費	児童1人につき月額200円(年額2,400円)	5月・6月・7月・9月・10月・11月に2ヶ月分ずつ集金
PTA会費	1世帯につき月額350円(年額4,200円)	5月・6月・7月・9月・10月・11月に2ヶ月分ずつ集金
県PTA安全互助会会費	1世帯につき年額400円	6月に集金(松江市立の中学校・附属中に兄弟がいる場合、小学校での徴収はありません。)
学年教材費	別紙の会計予算書にてお知らせ	5月～10月 ※1月に精算額集金

3,口座振替手数料

・山陰合同銀行・・・手数料55円を加算します。

4,集金額一覧表

集金内訳	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
学校給食費 (要・準要保護家庭は集金なし)	500	500	500	0	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	精算	7,500+精算
スポーツ振興センター掛金 (要・準要保護家庭は集金なし)	0	460	0	0	0	0	0	0	0	0	0	460
教育振興費 (要・準要保護家庭は集金なし)	400	400	400	0	400	400	400	0	0	0	0	2,400
PTA会費(長子のみ)	700	700	700	0	700	700	700	0	0	0	0	4,200
県PTA安全互助会会費	0	400	0	0	0	0	0	0	0	0	0	400
学年教材費	2,000	2,000	2,000	0	1,500	0	0	0	精算	0	0	7,500+精算
合計(長子)	3,600	4,460	3,600	0	3,600	2,100	2,100	1,000	未定	1,000	未定	22,460+精算
合計(2子以降)	2,900	3,360	2,900	0	2,900	1,400	1,400	1,000	未定	1,000	未定	17,860+精算

※「要・準要保護家庭」・・・就学援助が認定されている家庭のことを指します。

※1月と3月の集金額については、集金日前にお便りでお知らせいたします。

裏面に学年会計の予算書を載せておりますので、ご確認ください。

令和8年8月26日

たいよう学級 5年生 保護者様

松江市立大庭小学校 校長 吉田 卓矢
松江市立大庭小学校 PTA会長 桑原 明広

令和8年度 学校集金について(お願い)

保護者様には、ますますご健勝のことと存じます。日頃より学校へのご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。
さて、8月7日に学校給食課よりtetoru配信にて通知があったとおり、2学期より給食費の単価が変更されます。つきましては、令和8年度の学校集金計画を、下記のとおり変更させていただきます。集金日前日までにご登録口座へ入金していただき、確実に振替ができますようご協力をお願いいたします。

記

- 1,口座振替日 原則5日 (5月は15日) ※金融機関の休業日は翌営業日
※4月と8月の集金はありません。

5/15	6/5	7/6	9/7	10/5	11/5	12/7	1/5	2/5	3/5
------	-----	-----	-----	------	------	------	-----	-----	-----

2, 集金内容

集金費目	金 額	集金月
学校給食費	月額1,000円 1食:50円	5月～3月 ※3月に精算額集金
スポーツ振興センター掛金	児童1人につき年額460円	6月に集金
教育振興費	児童1人につき月額200円(年額2,400円)	5月・6月・7月・9月・10月・11月に2ヶ月分ずつ集金
PTA会費	1世帯につき月額350円(年額4,200円)	5月・6月・7月・9月・10月・11月に2ヶ月分ずつ集金
県PTA安全互助会会費	1世帯につき年額400円	6月に集金(松江市立の中学校・附属中に兄弟がいる場合、小学校での徴収はありません。)
学年教材費	別紙の会計予算書にてお知らせ	5月～10月 ※1月に精算額集金

3,口座振替手数料

・山陰合同銀行・・・手数料55円を加算します。

4,集金額一覧表

集金内訳	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
学校給食費 (要・準要保護家庭は集金なし)	500	500	500	0	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	精算	7,500+精算
スポーツ振興センター掛金 (要・準要保護家庭は集金なし)	0	460	0	0	0	0	0	0	0	0	0	460
教育振興費 (要・準要保護家庭は集金なし)	400	400	400	0	400	400	400	0	0	0	0	2,400
PTA会費(長子のみ)	700	700	700	0	700	700	700	0	0	0	0	4,200
県PTA安全互助会会費	0	400	0	0	0	0	0	0	0	0	0	400
学年教材費	3,500	3,000	0	0	0	0	0	0	精算	0	0	6,500+精算
合計(長子)	5,100	5,460	1,600	0	2,100	2,100	2,100	1,000	未定	1,000	未定	21,460+精算
合計(2子以降)	4,400	4,360	900	0	1,400	1,400	1,400	1,000	未定	1,000	未定	16,860+精算

※「要・準要保護家庭」・・・就学援助が認定されている家庭のことを指します。

※1月と3月の集金額については、集金日前にお便りでお知らせいたします。

裏面に学年会計の予算書を載せておりますので、ご確認ください。